実績評価書

平成１９年８月

評価の対象となる施策目標	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

1．政策体系上の位置付け等

基本目標	Ｉ	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	１１	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
施策目標	**１１－１**	**適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること**

個別目標１	保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

（主な事務事業）
・保険財政の安定化に関する事業

個別目標２	保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとすること （政府管掌健康保険の収納に関する評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとする。）

（主な事務事業）
・保険料（税）徴収率・収納率の向上に関する事業

個別目標３	審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

※重点評価課題（レセプトの電算化及びオンライン請求の普及促進）

（主な事務事業）
・診療報酬情報提供サービス

施策の概要（目的・根拠法令等）

１目的
　国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとすること。

２根拠法令等
　○健康保険法（大正１１年法律第７０号）
　○船員保険法（昭和１４年法律第７３号）
　○国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）
　○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）　等

主管部局・課室	保険局総務課・保険課・国民健康保険課・保険システム高度化推進室
関係部局・課室	保険局医療課・調査課

2．現状分析

　医療保険財政は、近年の経済の低迷、急速な高齢化等により、大変厳しい状況が続いている。今後、高齢化の一層の進展等に伴い、医療保険財政を取り巻く環境がより厳し

さを増すことが予想される。
　こうした大きな変化の中で、安定的で持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を守っていくためには、医療の質の確保を図りつつ、制度全般にわたる改革を行っていくことが必要である。このような認識の下、平成１５年３月２８日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定に基づく基本方針」に基づき、医療保険制度に関する改革（医療提供体制に関する改革とあわせて医療制度改革）を行うこととした。厚生労働省による「医療制度構造改革試案」の公表（平成１７年１０月）、政府・与党医療改革協議会における「医療制度改革大綱」の決定（同年１２月）等を経て、当該「医療制度改革大綱」の内容に沿って、平成１８年の第１６４回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出し、同年６月１４日に成立した（同月２１日公布（平成１８年法律第８３号）、同年１０月以降順次施行）。
　現在、改革の着実な施行に向けて努力しているところである。

３．施策目標に関する評価

施策目標に係る指標
（達成水準／達成時期）

	各医療保険制度別の保険者数及び加入者数	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
1	保険者数（健保組合）（単位：保険者） （－）	1,674	1,622	1,584	1,561	1,541
2	保険者数（市町村国保・国保組合）（単位：保険者） （－）	3,390	3,310	2,697	2,001	1,983
3	加入者数（健保組合）（単位：人） （－）	30,568,233	30,143,659	29,989,650	集計中	集計中
4	加入者数（市町村国保・国保組合）（単位：人） （－）	50,296,678	51,235,980	51,578,554	集計中	集計中

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、健康保険組合連合会調べによる。
・指標２は、保険局国民健康保険課調べによる。
・指標３は、健康保険組合連合会調べによるが、平成１７年度及び１８年度の数値は集計中であり、平成１７年度については平成１９年１２月に、平成１８年度については平成２０年１２月に公表予定。
・指標４は、保険局調査課調べによるが、平成１７年度及び平成１８年度の数値は集計中であり、平成１７年度については平成１９年８月に、平成１８年度については２０年８月に公表予定。

施策目標の評価

　市町村国保の保険者数の減少は市町村合併によるもの、健保組合の保険者数及び健保組合加入者数の減少と国保加入者数の増加は、近年の経済状況を反映したものと考えられる。
　また、国民健康保険の保険料（税）の収納率については、平成１７年２月に全国の市町村に対して収納対策緊急プランの策定を依頼し、市町村が収納対策に積極的に取り組んだ結果、平成１７年度においては、現在集計中ではあるが、全国平均で平成７年度以来１０年ぶりに上昇する見込み（速報値で91.26%）であり、評価できるものである。
　国民の安心の基盤である国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり経済、財政とバランスのとれ、持続可能な制度が構築されるよう、引き続き医療保険制度改革に取り組んでいく必要がある。

４．個別目標に関する評価

個別目標１

　保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

個別目標に係る指標
アウトカム指標
（達成水準／達成時期）

一人当たりの保険料額 一人当たりの給付費額		Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
1	一人当たり保険料額（健保組合）（単位：円）（－）	369,582	398,310	394,671	388,515	集計中
2	一人当たり保険料調定額（市町村国保・国保組合）（単位：円）（－）	82,725	81,523	82,329	集計中	集計中
3	一人当たり給付費額（健保組合）（単位：円）（－）	203,809	198,190	198,150	202,303	集計中
4	一人当たり給付費額（市町村国保・国保組合）（単位：円）（－）	191,107	193,087	194,802	集計中	集計中

（調査名・資料出所、備考）
・指標１及び指標３は、健康保険組合連合会調べによるが、平成１８年度の数値は集計中であり、平成２０年７月に公表予定。
・指標２及び指標４は、保険局調査課調べによるが、平成１７年度及び１８年度の数値は集計中であり、平成１７年度については平成１９年８月に、平成１８年度については平成２０年８月に公表予定。

個別目標１に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

高齢化の進展に伴い、高齢者の加入割合が高い国保において医療給付費の増加が見られる。給付と負担の均衡を図り、人口構造の変化に対応できる持続可能な制度を構築するため、医療費適正化を総合的に推進していくことが必要である。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名	高額医療費共同事業
平成18年度 予　算　額	45,459百万円(補助割合：[国１／４][都道府県１／４][市町村１／２]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（　　　）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（国民健康保険団体連合会）

概要：高額な医療費（※）の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として国保連が交付金を交付することにより、都道府県単位で費用負担を調整する。国及び都道府県は市町村の拠出金に対して１／４ずつを負担する。
※レセプト１件８０万円超の医療費のうち、８０万円を超える額が対象

個別目標２

保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとすること
（政府管掌健康保険の収納に関する評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとする。）

個別目標に係る指標
アウトプット指標

（達成水準／達成時期）		Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
1	保険料の徴収率（健保組合）（単位：％）（前年度以上／毎年度）	99.9	99.9	99.9	99.9	集計中
2	保険料（税）の収納率（市町村国保・国保組合）（単位：％）（前年度以上／毎年度）	91.52	91.37	91.23	集計中	集計中
3	医療費通知実施保険者数（健保組	1,539	1,478	1,380	1,280	集計中

	合）（単位：保険者） （－）					
4	医療費通知実施保険者数（市町村国保・国保組合）（単位：保険者） （－）	3,354	3,269	2,650	1,957	集計中

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、健康保険組合連合会調べによるが、平成１８年度の数値は集計中であり、平成２０年７月に公表予定。
・指標２は、保険局調査課調べによるが、平成１７年度及び１８年度の数値は集計中であり、平成１７年度については平成１９年８月に、平成１８年度については平成２０年８月に公表予定。
・指標３は、保険局保険課調べによるが、平成１８年度の数値は集計中であり、平成１９年１２月に公表予定。
・指標４は、保険局国民健康保険課調べによるが、平成１８年度の数値は集計中であり、平成２０年１月頃に集計終了予定。

個別目標２に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が実施されていると評価できる。なお、医療費通知実施保険者数が漸減傾向にあるのは、健康保険組合数の減少に伴うものと考えられる。

国民健康保険の保険料（税）の収納率については、平成１７年２月に全国の市町村に対して収納対策緊急プランの策定を依頼し、市町村が収納対策に積極的に取り組み、都市部を中心にコンビニ収納や収納コールセンターの設置などを推進した結果、平成１７年度においては、現在集計中ではあるが、全国平均で平成７年度以来１０年ぶりに上昇する見込み（速報値で91.26％）であり、施策の有効性を評価できる。なお、医療費通知実施保険者数が漸減傾向にあるのは、市町村合併による市町村国保保険者数の減少に伴うものと考えられる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名	特別調整交付金（普通調整交付金減額解除分）
平成18年度 予　算　額	4,052百万円 [一般会計]、厚生保険特会、労働保険特会、その他（　　　）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、[市区町村]、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（　　　　　　　　）

概要：国民健康保険の保険料（税）の収納率が、一定以上向上したことに対する評価として、国が保険者に対して特別調整交付金を交付する。

個別目標３

審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

個別目標に係る指標

	アウトプット指標 （達成水準／達成時期）	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
1	レセプトのオンライン化率（単位：指定保険医療機関等の数） （原則として完全オンライン化／平成23年度当初）	－	－	－	－	7

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、保険局総務課保険システム高度化推進室調べによる。
・平成１８年４月に、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和５１年厚生省令第３６号）の一部を改正し、厚生労働大臣が指定した保険医療機関又は保険薬局（以下「指定保険医療機関等」という。）は、レセプトのオンライン請求を出来ることとしたところである。
・平成１８年の数字は、オンライン請求を行うことについて、厚生労働大臣が指定した保険医療機関等の数である。

	参考指標	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
1	レセプト電算化率（病院）（単位	2.1	9.6	17.5	25.8	38.6

：％）					

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、社会保険診療報酬支払基金調べによる。

個別目標３に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

レセプトのオンライン化を推進するため、平成１８年４月、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の一部を改正し、以下の工程により、段階的にオンライン化を進めることとした。

① 平成１８年４月から、指定保険医療機関等はこれまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能。

② 平成２０年４月からは、段階的にオンライン請求に限定。

・病　院：規模、コンピュータの機能・導入状況により、４００床以上の病院は平成２０年度から、４００床未満の病院は平成２１年度からオンライン化等。

・診療所：コンピュータを既に導入している診療所は平成２２年度から、それ以外は平成２３年度からオンライン化。

・薬　局：コンピュータを既に導入している薬局は平成２１年度から、それ以外は平成２３年度からオンライン化。

③ 平成２３年４月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化。

省令に規定したスケジュールに沿って、レセプトオンライン請求について、期限内に確実に達成することが必要であり、平成１８年４月にレセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン等を定めたところである。

また、平成１９年度より療養の給付等に関する費用の請求をオンラインを使用して行うことができる保険医療機関又は保険薬局を告示にて毎月､指定しているところである。

（※太字部分は、重点評価課題該当部分）

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名	診療報酬情報提供サービス
平成18年度 予　算　額	35百万円 ［一般会計］、厚生保険特会、労働保険特会、その他（　　　）
実 施 主 体	［本省］、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（　　　　　　　　）

概要：医療機関等が適正な診療報酬請求を行うためには、医療費改定、薬価改定等に迅速に対応する必要があり、改定内容のタイムリーな情報の提供が求められている。そのため、各種制度改正情報や診療報酬点数表などの情報の提供を行うとともに電子レセプト作成のための基本マスター情報の提供をインターネットで行う。

５．評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

１　施策目標を達成した

②　施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける

３　施策目標の達成に向けた見直しを検討する
- ⅰ　組織体制の見直しの検討
- ⅱ　予算の見直しの検討
- ⅲ　事務事業の新設の検討
- ⅳ　その他（　　　　　　　　　　　　）

４　施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

６．特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）

「健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（第１６４回国会参議院厚生労働委員会）

・　レセプトのオンライン化については目標年次までの完全実施を確実なものとするよう努めるとともに、これと併せて個別の医療内容・単価の分かる領収書の発行の普及に努めること。
・　国民生活の安心を保障するため、将来にわたり国民皆保険制度を堅持し、平成十四年の健康保険法等の一部を改正する法律附則第二条一項に明記された、「医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。」ことをはじめとして、安易に公的医療保険の範囲の縮小を行わず、現行の公的医療保険の範囲の堅持に努めること。また、今後の医療制度改革に当たっては、個々の制度見直しのみならず、社会保障全体の在り方に深く留意し、国民の視点に立った給付と負担の関係を明らかにすること。　等

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「レセプトの電子化などにより、医療費の適正化に努める」（第１６６回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

・政管健保・市町村国保における一層の収支改善
・給付の一層の適正化
・平均在院日数の短縮にむけた各種取組の実施
・保険者等による医療費適正化の努力が、関係者の負担軽減につながるような仕組みの確立

等、留意点が提示されており、今後とも医療制度改革の着実な実施に努める旨を回答。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

７．本評価書に関連する他の実績評価書

なし。